

## 工場建設や設備導入に対する支援があります!

企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)に基づいて、千葉県では市町村と共同して、県内各地域で「基本計画」を策定しました。

これにより、各基本計画において指定した業種(指定集積業種)に該当し、工場等の新增設や事業の高度化を行う際に県の承認を受けた事業者の方は、各種支援メニューを活用できます。

### 主な支援メニュー

#### ◎設備投資に係る法人税又は所得税の特別償却制度 (企業立地計画の承認が必要)

→企業立地計画に従って取得した建物等について、事業の用に供した最初の事業年度においてその資産の取得価額の一定割合を普通償却限度額に加算して償却できます。

(償却率:機械等15%、建物等8%、対象額上限:1項業種50億円、2項業種30億円)

※租税特別措置法の規定により、平成26年3月31日までに資産を取得し供用開始することが必要です

#### ◎超低利融資制度 (企業立地計画または事業高度化計画の承認が必要)

→中小企業者が、承認を受けた企業立地計画または事業高度化計画に基づいて事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の低利融資を利用できます。※公庫における審査あり

#### ◎小規模企業者に対する無利子貸付制度 (企業立地計画または事業高度化計画の承認が必要)

→小規模事業者の設備導入に対し、貸付限度額6,000万円(所要資金額の2/3)の無利子融資を受けることができます。※貸付機関における審査あり

(千葉県における貸付機関:公益財団法人 千葉県産業振興センター)

### 支援メニューを活用するには

「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、知事の承認を得る必要があります。

#### 申請手続きの流れ

事業者の方

申請の種類に応じて以下の様式を県に提出いただきます。

1. 企業立地計画の承認申請書
2. 事業高度化計画の承認申請書

申請

承認

千葉県

「企業立地計画」:工場の新増設等の企業立地を行う計画。  
「事業高度化計画」:新商品の開発、新生産方式の導入、設備の増設等を行うことにより、事業の生産性の向上を図る計画。

#### 【企業立地計画】

基本計画に定められた区域において、指定集積業種に属する事業の用に供する工場等の新増設を行う場合は、計画内容をまとめた「企業立地計画」を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

※工場等の新増設とは、新たに工場等の建物を取得し、操業する場合をいう。

#### 【事業高度化計画】

基本計画に定められた区域において、指定集積業種に属する事業の高度化(生産性の向上)のための設備の取得等を行う場合は、計画内容をまとめた「事業高度化計画」を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

※事業の高度化とは、新製品の開発及び生産、生産能力向上等のための設備の取得等をいう。

# 特別償却制度（企業立地促進法税制）

## 【特別償却制度とは】

特別償却制度とは、対象設備について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価額の一定割合を普通償却限度額に加算して償却できる制度。

「**企業立地計画**」の承認を受けた事業者が、同計画に従って、一定の要件を満たす機械装置並びに建物等を取得した場合に、当該設備について、特別償却の対象とすることができる。（償却率：機械装置15%、建物等8%）

※租税特別措置法の規定により、平成26年3月31日までに資産を取得し供用開始することが必要です。

## 【特別償却制度の効果】

初年度は、普通償却だけを実施した場合に比べ、償却費用が大きくなり、その分、課税所得が減少する（その後の償却において課税所得は増加）。このため、費用の前倒しによる課税繰り延べ、投下資金の早期回収効果があり、企業の資金繰りにメリットがある。

### 〈モデルケース〉

売上	100億円
利益(所得)	10億円
(下記設備償却前利益)	
設備投資額	10億円
(すべて機械とする:耐用年数5年)	



取得設備普通償却額: 10億円 × 50% (法定償却率) = 500百万円…A
取得設備特別償却額: 10億円 × 15% = 150百万円…B
上記修正後利益: 350百万円…C
法人税額: C × 30% (法人税率) = 105百万円
<b>(1年目の納付税額減少効果: B × 30% (法人税率) = 45百万円)</b>

### ケース1(普通償却のみの場合)

単位: 百万円

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
①償却前課税所得	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	5,000.0
②普通減価償却額	500.0	250.0	125.0	62.5	62.5	1,000.0
③特別償却額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④課税所得	500.0	750.0	875.0	937.5	937.5	4,000.0
⑤法人税額(30%)	150.0	225.0	262.5	281.3	281.3	1,200.0
⑥税引き後利益	350.0	525.0	612.5	656.3	656.3	2,800.0

### ケース2(特別償却を実施した場合)

単位: 百万円

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
①償却前課税所得	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	5,000.0
②普通減価償却額	500.0	175.0	87.5	43.8	43.7	850.0
③特別償却額	150.0	0.0	0.0	0.0	0.0	150.0
④課税所得	350.0	825.0	912.5	956.2	956.3	4,000.0
⑤法人税額(30%)	105.0	247.5	273.8	286.9	286.9	1,200.0
⑥税引き後利益	245.0	577.5	638.8	669.3	669.4	2,800.0
⑦法人税額の差	▲ 45.0	22.5	11.3	5.6	5.6	0.0

【対象業種】 ※( )内は日本標準産業分類(平成19年11月改定)の業種番号  
※千葉県各基本計画の指定集積業種以外の業種も掲載

### 海外生産比率の高い業種

- 繊維工業 (11)
- 化学工業 (16)
- 窯業・土石製品製造業 (21)
- 鉄鋼業 (22)
- 非鉄金属製造業 (23)
- はん用機械器具製造業 (25)
- 生産用機械器具製造業 (26)
- 業務用機械器具製造業 (27) (武器製造業除く)
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)
- 電気機械器具製造業 (29)
- 情報通信機械器具製造業 (30)
- 輸送用機械器具製造業 (31)
- 時計・同部分品製造業 (323)
- 眼鏡製造業 (3297)

### 農林水産関連業種

- 食品製造業 (09)
- 飲料・たばこ・飼料製造業 (10)
- 木材・木製品製造業 (12)
- 家具・装備品製造業 (13)
- パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)
- プラスチック製品製造業 (18)
- ゴム製品製造業 (19)
- 各種商品卸売業 (50)
- 飲食料品卸売業 (52)
- 木材・竹材卸売業 (5311)
- 農業用機械器具卸売業 (5411)
- 家具・建具卸売業 (5511)

## 【投資規模等要件】

### 〈投資規模要件〉

機械装置：単価1千万円以上かつ総額3億円以上  
建物等：5億円以上

### 〈投資規模要件〉

機械装置：単価5百万円以上かつ総額4千万円以上  
建物等：5千万円以上

〈事業の高度化に資する設備で、下記のいずれかに該当すること〉

- ①新製品・新商品の開発、製造又は取扱のための設備
- ②生産性を向上させる設備（労働生産性が、従来設備と比べて10%以上向上するもの）

### 【新製品・新商品とは】

製造業：当該事業者が反復継続的に提供（量産提供）していなかった製品・商品又は従来の製品に比べて性能（例：集積回路の集積度、燃費など）が、10%以上向上するもの等

卸売業：これまで取引関係を有しなかった顧客の製品・商品又は既存の流通設備では取り扱っていなかった製品・商品等

### 【労働生産性とは】

製造業：「物的労働生産性（＝生産数量÷従業者数）」又は「価値労働生産性（＝生産額÷従業者数）」

卸売業：「物的労働生産性（＝取扱数量÷従業者数）」又は「価値労働生産性（＝売上高÷従業者数）」

## 【手続きの流れ】

- ①企業立地計画承認申請書を県へ提出（当該計画の着手の15日前までに）
- ②知事の承認
- ③建設工事の着手、資産の取得
- ④法人税確定申告時に「集積区域における集積産業用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付

# 日本政策金融公庫による超低利融資制度

「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた中小企業者の方が、同計画に従って事業を行うために必要な設備資金や運転資金に対して、日本政策金融公庫による**超低利融資制度**〔地域活性化・雇用促進基金〕を利用できます。

## 【融資対象】

中小企業者であって、企業立地促進法に基づく「基本計画」で定められた集積区域において、**知事の承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」**に従って、企業立地又は事業高度化への取組みを行う方及び行おうとする方

※「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けるためには、事業の内容が当該地域の基本計画で定める**指定集積業種**に該当する必要があります。

## 【融資条件】

### 日本政策金融公庫 中小企業事業

#### 【融資限度額】

7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

#### 【融資利率】

設備資金：**特別利率③**（2億7,000万円まで）  
※2億7,000万円超は基準利率  
運転資金：基準利率

〈参考〉  
9年超10年以内の貸付の場合（H25.5.13現在）  
・特別利率③ = **0.90%**  
・基準利率 = 1.80%

#### 【融資期間】

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）  
運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内）

### 日本政策金融公庫 国民生活事業

#### 【融資限度額】

7,200万円（うち運転資金4,800万円）

#### 【融資利率】

設備資金：**特利〇（オ一）**  
運転資金：基準利率

〈参考〉  
9年超10年以内の貸付の場合（H25.5.13現在）  
・特利〇（オ一） = **0.35~1.15%**  
・基準利率 = 1.65~2.45%

#### 【融資期間】

設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内）  
（特に必要な場合は20年以内）  
運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）  
（特に必要な場合は7年以内）

## 【手続きの流れ】

- ①日本政策金融公庫各支店へ問い合わせ、相談
- ②企業立地計画承認申請書又は事業高度化計画承認申請書を県へ提出（当該計画の着手の15日前までに）
- ③知事の承認
- ④日本政策金融公庫へ融資の申込

※詳細については、日本政策金融公庫各支店窓口へお問い合わせ下さい。

中小企業事業 千葉支店：043-243-7121

国民生活事業 千葉支店：043-227-1171 館山支店：0470-22-2911

松戸支店：047-367-1191 船橋支店：047-433-8252

# 小規模企業者に対する無利子貸付制度

「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた小規模企業者の方が、同計画に従って**設備導入**を行う場合、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、千葉県の貸与機関である(公財)千葉県産業振興センターから、**無利子貸付**を受けることができます。

※貸付機関における審査あり。

## 【貸付対象】

県内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模企業者であって、企業立地促進法に基づく「基本計画」で定められた集積区域において、**知事の承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」**に従って、企業立地又は事業高度化への取組みを行う方及び行おうとする方  
※「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けるためには、事業の内容が当該地域の基本計画で定める**指定集積業種**に該当する必要があります。

## 【貸付条件】

### 【貸付限度額】

設備導入資金の2/3以内を上限として、66万円から6,000万円

### 【貸付期間】

一律7年

### 【利子】

無利子

### 【償還方法】

貸付資金を期間内の月数で均等割りし、約束手形により月賦償還  
(1年間の据置期間あり)

### 【保証人等】

連帯保証人2名(うち1名は代表取締役)

### 【貸付機関】

公益財団法人 千葉県産業振興センター

※詳細については、貸付機関へお問い合わせ下さい。

公益財団法人 千葉県産業振興センター 設備支援室

電話：043-299-2902

## 【手続きの流れ】

- ①貸付機関(公益財団法人 千葉県産業振興センター 設備支援室)へ問い合わせ、相談
- ②企業立地計画承認申請書又は事業高度化計画承認申請書を県へ提出(当該計画の着手の15日前までに)
- ③知事の承認
- ④貸付機関へ申込

## その他の支援措置

### ○中小企業信用保険法の特例

地域産業集積関連保証に係る付保限度額、てん補率及び保険料に関する特例措置が受けられます。

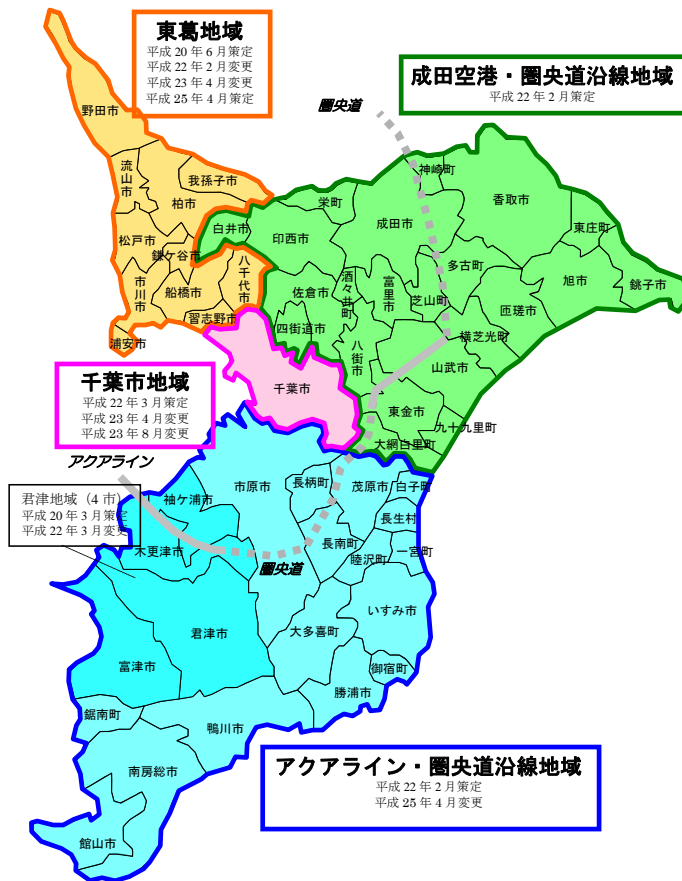
※詳細は、千葉県信用保証協会(TEL:043-221-8185)へお問い合わせ下さい。

### ○食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造、加工又は販売を行う事業者が、必要な資金を借り入れる場合、(財)食品流通構造改善促進機構の債務保証が受けられます。

※詳細は、(財)食品流通構造改善促進機構(TEL:03-3845-3660)へお問い合わせ下さい。

# 東葛地域基本計画の集積区域と集積業種



## 東葛地域基本計画

### 〈集積区域〉(11市)

市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

※アンダーラインは、特別償却対象業種

※業種区分は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による

### 〈指定集積業種〉

#### ◆ものづくり産業

17石油製品・石炭製品製造業、18プラスチック製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、(ただし、276武器製造業を除く)、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業(ただし、312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、船舶機関製造業を除く)、32その他の製造業(ただし、322装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)及び323時計・同部分品製造業に限る)

#### ◆食品関連産業

09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業(ただし、105 たばこ製造業を除く)

#### ◆バイオ・ライフサイエンス関連産業

09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業(ただし、105 たばこ製造業を除く)、14パルプ・紙・紙加工品製造業、16化学工業(ただし、1624塩製造業を除く)、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、(ただし、276武器製造業を除く)、29電気機械器具製造業

#### ◆情報通信・エレクトロニクス関連産業

16化学工業(ただし、1624塩製造業を除く)、21窯業・土石製品製造業、23非鉄金属製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、(ただし、276武器製造業を除く)、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、32その他の製造業(ただし、322装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、323時計・同部品製造業、3292看板・標識機製造業及び3295工業用模型製造業に限る)